

板橋区シニアクラブ連合会助成要綱

(平成6年3月7日区長決定)

(平成25年3月28日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和3年3月8日一部改正)

(令和5年5月17日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 板橋区シニアクラブ連合会（以下「連合会」という。）が行う活動に対し、その事業費の一部を助成することにより、その円滑な活動に寄与することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、シニアクラブとは、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第13条第2項及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知、平成21年6月15日最終改正。）に規定する老人クラブをいう。

(助成の対象)

第2条 この要綱の助成対象となるのは、区市町村老人クラブ連合会運営要綱（平成3年1月8日2福高福第576号）に基づいて運営されている連合会とする。

(助成対象経費の範囲)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、連合会の活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成金の対象としない。

(1) シニアクラブの育成・指導に係る経費

(2) 仲間づくりの促進、他世代との交流促進経費のうち次項(1)に係る以外の経費

(3) 活動推進員等他の指導者との連携

(4) 交際、慶弔に要する経費

(5) その他運営に係る経費

2 助成金の種類は次表のとおりとする。

助成金の種類	補助の名称、内容等	内訳、金額等
定額の補助金	団体補助	東京都交付基準に定めた金額を参酌して予算の範囲内で決定する額とする。
	特別事業費（実施した場合） 東京都交付基準に定めた内容	
	基本運営補助	
実態に応じた補助金	会員数補助	会員 1 名あたり東京都交付基準に定めた金額を参酌して予算の範囲内で決定する額とする。
	クラブ数補助	1 クラブあたりの上限額を 6,700 円とする。
	社会奉仕の日活動補助（実施した場合）	1 クラブあたりの上限額を 2,500 円とする。

各種事業に対する補助金	(1) 仲間づくりの促進、他世代との交流促進事業のうち次に掲げる事業 各種スポーツ大会、寿大学、作品展、芸能大会（唄と踊りの集い）、囲碁・将棋大会、ウォーキング教室、リズムダンス体操 (2) 調査、研究、広報活動事業のうち、会報発行、ホームページ管理運営	(1)、(2) の総事業費の 2 分の 1 の額 ただし、300 万円を上限とする。
-------------	---	---

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(助成金の交付申請)

第 5 条 連合会は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を当該年度の 4 月末日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 助成金交付申請明細書（別記第 1 号様式の 2）
- (3) 代表者届（別記第 2 号様式）

(4) 予算書（別記第3号様式）

(5) 年間事業計画書（別記第4号様式）

(6) 役員名簿

(7) 会則

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の申請書を受理し、申請内容を審査して交付要件に適合していると認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記第5号様式）により、また、適合していないと認めたときは、助成金を交付しないことを決定し、助成金交付申請却下決定通知書（別記第6号様式）により、連合会に通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた連合会は、助成金請求書（別記第7号様式）により、速やかに助成金を請求する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条の請求に基づき助成金を連合会に交付する。

(事故報告)

第9条 連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長に書面により報告しなければならない。

(1) 助成金交付申請内容に変更が生じたとき。ただし、年間事業計画及び予算の軽微な変更はこの限りではない。

(2) 活動を停止又は連合会を解散したとき。

(状況報告)

第10条 区長は、必要に応じて、助成事業の実施状況について、連合会に報告を求めることができる。

(遂行命令)

第11条 区長は、前条の報告及び必要な調査により、連合会の運営がこの要綱に従って遂行されていないと認めるときは、必要な処置を命じることができる。

(実績報告)

第12条 連合会は、助成金交付対象となった年度が終了したときは、翌年度の4月末日までに、また、活動を停止又は連合会を解散したときは、それらの事実が発生した日から30日以内に次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 助成金実績報告書(別記第8号様式)

(2) 決算書(別記第9号様式)

(3) 月別活動状況報告書(別記第10号様式)

(4) 内容別活動状況報告書(別記第11号様式)

2 連合会は、主な事業終了後、事業報告書(別記第12号様式)を、区長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第13条 区長は、前条第1項の報告書を受理したときは、連合会の活動内容が助成決定内容及び助成条件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合は、助成金交付決定額を確定し、助成金交付確定通知書(別記第13号様式)により、連合会に通知する。

(決定の取消)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽り等不正手段により助成を受けた場合

(2) 助成金を他の用途に使用した場合

(3) 助成金交付決定内容又は助成金交付条件に違反した場合

(助成の停止)

第15条 区長は、活動の停止又は連合会の解散等、助成しがたい事情が生じた時は連合会の助成を停止することができる。

(助成金の返還)

第16条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が発生した日から30日以内に助成金を返還しなければならない。

(1) 第13条の規定に基づき助成金額が確定した場合、その額を超えて既に助成金が交付されているとき。

(2) 第14条の規定に基づき助成決定の取消しを受けた場合、その取消しに係る部分について既に助成金が交付されているとき。

(3) 前条の規定に基づき助成が停止になった場合、その時点を超える期間について助成金が交付されているとき。

(経理)

第17条 連合会は、助成事業に係る収入・支出その他の関係書類を当該事業の属する会計年度5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

(経過措置)

2 連合会の名称については、この要綱の改正後も、当分の間、改正前の名称を使用することができる。

(板橋区老人クラブ運営要綱の一部改正)

- 3 板橋区老人クラブ運営要綱（令和元年6月5日区長決定）の一部を次のように改正する。

第10条中「板橋区老人クラブ連合会」を「板橋区シニアクラブ連合会」に改める。

(板橋区老人クラブ助成要綱の一部改正)

- 4 板橋区老人クラブ助成要綱（平成元年3月7日区長決定）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「板橋区老人クラブ連合会」を「板橋区シニアクラブ連合会」に改める。

(板橋区ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議設置要綱の一部改正)

- 5 板橋区ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議設置要綱（平成9年8月25日区長決定）の一部を次のように改正する。

別表中「老人クラブ連合会」を「シニアクラブ連合会」に改める。

(板橋区交通安全協議会設置要綱の一部改正)

- 6 板橋区交通安全協議会設置要綱（平成2年8月17日区長決定）の一部を次のように改正する。

別表第1中「板橋区老人クラブ連合会」を「板橋区シニアクラブ連合会」に改める。

(エコポリス板橋環境行動会議設置要綱の一部改正)

- 7 エコポリス板橋環境行動会議設置要綱（平成13年9月17日区長決定）の一部を次のように改正する。

別表中「板橋区老人クラブ連合会」を「板橋区シニアクラブ連合会」に改める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

助成金交付申請書

年 月 日

板 橋 区 長 様

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代 表 者 名 _____

板橋区シニアクラブ連合会助成要綱に基づき、 年度板橋区シニアクラブ連合会助成金を下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 助成金交付申請明細書（別記第 1 号様式の 2）
- (2) 代表者届（別記第 2 号様式）
- (3) 予算書（別記第 3 号様式）
- (4) 年間事業計画書（別記第 4 号様式）
- (5) 役員名簿
- (6) 会 則

代 表 者 届

年 月 日

1 シニアクラブ連合会の名称

2 代表者氏名

3 代表者住所

4 就任年月日

年度 予 算 書

団 体 名

1 収 入

(単位：円)

費 目	予 算 額	内 容
会 費		
区 助 成 金		
その他の助成金		
寄 付 金		
雑 収 入		
前年度繰越金		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

費 目		予 算 額	内 容
助 成 対 象 事 業 経 費	(1) 仲間づくりの 促進、他世代との 交流促進		各種スポーツ大会 寿大学 作品展 芸能大会（唄と踊りの集い） ウォーキング教室 リズムダンス教室 囲碁・将棋大会
	(2) 広報活動		会報発行、ホームページ管理運営経費
	(1) + (2) 小 計		※ (1) + (2) の合計の 1/2 を補助する。
	特別事業費		
	社会奉仕の日活動		実施予定クラブ数 クラブ
	小 計		
助 成 対 象 外 事 業 経 費	シニアクラブの育 成・指導		
	仲間づくりの促進 他世代との交流促 進		助成対象事業経費(1)以外の事業に係る 経費
	活動推進員等他の 指導者との連携		
	交際、慶弔費		
	その他運営に係る 経費		
	小 計		
合 計			

年度年間事業計画書

[illegible]

(注) 種別欄には次の①～⑤を表示する

シニアクラブの育成・指導＝①
仲間づくりの促進、他世代との交流促進＝②
調査、研究、広報活動＝③
活動推進員等他の指導者との連携＝④
その他社会活動＝⑤

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で交付申請のあった、 年度板橋区シニアクラブ連合会
助成金を下記により交付します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付時期 年 月

3 助成対象経費の内容及び交付条件

- (1) 市区町村老人クラブ連合会運営要綱に従って運営すること。
- (2) この助成金は、次に掲げるシニアクラブ連合会事業費として使用し、それ以外の経費（例：シニアクラブの育成・指導に係る経費、東京都老人クラブ連合会会費、交際費、慶弔費、湯茶等以外の飲食費、親睦旅行に要する経費及び予備費等）に使用しないこと。
 - ア 仲間づくりの促進、他世代との交流促進（各種スポーツ大会、寿大学、作品展、芸能大会（唄と踊りの集い）、ウオーキング教室、リズムダンス教室、囲碁将棋大会に限る。）
 - イ 広報活動（会報発行、ホームページ管理運営に限る。）
 - ウ 社会奉仕の日活動
 - エ 東京都補助金交付基準に定める特別事業
- (3) 事業計画、予算を変更（軽微な変更を除く）した場合、及び会長以外の役員に異動があった場合は、速やかに区に届け出ること。
- (4) 主な事業終了後、事業報告書（第12号様式）を作成し、区に報告すること。
- (5) 年度終了後、助成金実績報告書（第8号様式）を作成し、区に報告すること。
- (6) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることがある。
 - ア 上記(1)から(5)までの条件の一に違反したとき。
 - イ 決算額が、予算額を著しく下回ったとき。

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

助成金交付申請却下決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、 年度板橋区シニアクラブ連合会
助成金については、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

不交付理由

助 成 金 請 求 書

金額 円

ただし、 年 月 日付 第 号で交付決定通知の
あった 年度板橋区シニアクラブ連合会運営費助成金。

上記の金額を請求します。

年 月 日

板 橋 区 長 様

団 体 名

所 在 地

代 表 者

第8号様式（第12条関係）

助 成 金 実 績 報 告 書

年 月 日

板 橋 区 長 様

団 体 名

所 在 地

代表者名

年度板橋区シニアクラブ連合会の事業実績を、別紙のとおり報告いたします。

提出書類

- (1) 決算書（別記第9号様式）
- (2) 月別活動状況報告書（別記第10号様式）
- (3) 内容別活動状況報告書（別記第11号様式）

年度 決 算 書

団体名

1 収 入

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	内 容
会 費			
区 助 成 金			
その他の助成金			
雑 収 入			
前年度繰越金			
合 計			

2 支 出

(単位：円)

費 目		予 算 額	決 算 額	内 容
助 成 対 象 事 業 経 費	(1) 仲間づくりの促進、他世代との交流促進			各種スポーツ大会 寿大学 作品展 芸能大会（唄と踊りの集い） ウォーキング教室 リズムダンス教室 囲碁・将棋大会
	(2) 広報活動			会報発行、ホームページ管理運営経費
	(1) + (2) 小 計			※(1)+(2)の合計の 1/2 を補助する。
	特別事業費			
	社会奉仕の日活動			実施予定クラブ数 クラブ
	小 計			
助 成 対 象 外 事 業 経 費	シニアクラブの育成・指導			
	仲間づくりの促進 他世代との交流促進			助成対象経費(1)以外に係る経費
	活動推進員等他の指導者との連携			
	交際、慶弔費			
	その他運営に係る経費			
	小 計			
	次年度繰越金			
合 計				

年度 月別活動状況報告書

[illegible]

年度 内容別活動状況報告書

板橋区シニアクラブ連合会

[illegible]

(注) 種別欄には次の①～⑤を表示する

シニアクラブの育成・指導＝①
仲間づくりの促進、他世代との交流促進＝②
調査、研究、広報活動＝③
活動推進員等他の指導者との連携＝④
その他社会活動＝⑤

第12号様式（第12条関係）

事業報告書

年 月 日

板橋区長 様

団体名
所在地
代表者名

下記のとおり、報告いたします。

記

事業名	
日 程	
場 所	
参加人員等	
事業内容及 結果報告等	

收入

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 容
合 計			

支出

費 目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 容
合 計			

(連合会担当者 部)

第13号様式（第13条関係）

団体名 _____

所在地 _____

代表者名 _____

助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度板橋区シニアクラブ連合会助成
金は、下記により確定します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1	交付確定金額	金	円
2	交付済金額	金	円
3	返 還 額	金	円

※返還金のある場合には、速やかに別紙納入通知書により返還すること。